

「当別町立地適正化計画（案）」に対するパブリックコメント 実施要領

1 実施目的

当別町立地適正化計画の策定に向けて、広く町民に周知し、意見を反映させることを目的とする。

2 対象案件

当別町立地適正化計画（案）

3 募集期間

令和2年2月10日（月）から令和2年3月10日（火）まで

4 意見提出の対象者

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事業所又は事務所を有するもの
- (3) 町内事業所等に勤務する者
- (4) 町内の学校に在学する者
- (5) 当該計画に利害関係を有するもの

5 対象案件の閲覧場所等

- (1) 当別町役場（1階住民環境部環境生活課窓口、2階企画部まち再生室窓口）
- (2) 当別町総合保健福祉センター（ゆとろ）
- (3) 当別町総合体育館
- (4) 当別町太美出張所（太美郵便局内）
- (5) 西当別コミュニティセンター
- (6) 当別町ホームページ

6 意見の提出方法

- (1) 郵送
- (2) F A X
- (3) 電子メール
- (4) 上記閲覧場所に設置した投かん箱

7 意見提出に係る留意事項

提出にあたっての様式は自由であるが、「当別町立地適正化計画について」と「該当ページ番号」を明記し、住所、氏名（団体の名称）、連絡先を必ず記載することとする（ホームページと閲覧場所に参考様式を備え付ける）。また、電話や窓口など、口頭での受け付けは行わない。

8 提出先

〒061-0292 石狩郡当別町白樺町58番地9

当別町役場 企画部まち再生室まち再生係

電話：0133-23-3198

FAX：0133-23-3206

E-mail：toshikei@town.tobetsu.hokkaido.jp

9 意見の取り扱い

当別町立地適正化計画の作成にあたり意見を集約し、当別町ホームページにおいて、意見の概要及び意見に対する町の考え方を公表する。なお、公表の際は、提出者の個人情報は公開しない。

10 その他

パブリックコメント実施にかかる周知については、当別町ホームページにて行う。